

ジュニア会員規約

山東カントリー倶楽部への入会は、以下に定める入会規約に同意戴くことが、前提条件となっております。入会後は本規約を遵守いただき円滑な倶楽部ライフが行われる様に、ご理解とご協力をお願いいたします。

第1条 入会の申込

当倶楽部ジュニア会員への入会を申込まれる場合は、当倶楽部が定める書式にて、必須事項を記入し申込をする。

第2条 入会の成立

前項に定める手続きを実行し、理事会の承認後、当倶楽部の定める入会金・年会費の納入をもってジュニア会員とみなす。

第3条 会員の資格の有効期間

満10歳～満18歳とし、一年毎の更新とする。高校卒業後、資格消失とする。但し、高校卒業後に大学進学する場合、その大学在学期間中は会員資格を継続して有することが出来るものとする。大学卒業後、資格消失とする。

第4条 会員資格の継承

会員が退会した場合、会員資格が失われます。第三者への資格継承は出来ません。

第5条 会員資格の停止

当倶楽部は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該会員に対し、何ら事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止する事が出来る。

- (1) 所定の期間内に年会費の支払いがない場合
- (2) 当倶楽部の名誉と信用を失墜させる行為があった場合
- (3) 入会申込書に虚偽の記載があった場合
- (4) その他、当倶楽部が会員として不相当と判断した場合
- (5) 本規約に違背したことが明らかになった場合